

## 令和5年3月 定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和5年3月24日(金) 開会15時00分 閉会16時20分

2 場 所 福井市役所8階第3委員会室

3 出席者 教育長 吉川 雄二  
教育長職務代理者 春木 伸一  
教育委員 多田 和博  
教育委員 宮郷 美千代  
教育委員 栗原 知子

### <事務局職員>

教育部長 林 俊宏  
少年対策参事官 前田 俊行  
教育次長 坂下 哲也  
図書館統括館長 小倉 敏之  
教育総務課長 諏訪 光宏  
学校教育課長 坪川 修一郎  
保健給食課長 木下 武明  
生涯学習課長 山本 桂一郎  
青少年課長 松田 玲子  
スポーツ課長 塩見 伸治  
文化財保護課長 天谷 賢一  
図書館長 中野 裕三  
みどり図書館長 井土 博之  
桜木図書館長 嶋津 康弘  
調整参事 竹内 稔彦  
教育総務課 副課長 新井 敏男  
教育総務課 課長補佐 廣部 嘉寛  
教育総務課 主幹 内田 佳邦

## 4 議 題

### 議 案

第29号議案 福井市教育委員会会議規則の一部改正について

第30号議案 福井市情報公開条例施行規則の一部改正について

第31号議案 福井市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について

第32号議案 福井市学校屋外運動場の夜間使用に関する規則及び福井市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

### 報 告

(1) 3月定例市議会の報告について

(2) 公民館の竣工について

5 議事の経過

- (1) 開会
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 会議録署名委員の指名 春木 委員 栗原 委員
- (4) 議事の要旨

教育長	それでは、第29号議案 福井市教育委員会会議規則の一部改正について、事務局から説明を求める。
事務局 (教育総務課長)	第29号議案 福井市教育委員会会議規則の一部改正は、緊急の必要があり、会議を招集するいとまがない時その他やむを得ない理由がある時に、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、会議に代えることを可能とするためのものである。 主な改正の内容は、「緊急時に、書面決議を可能とする規定の追加」「書面決議の採決は、各委員の署名により行うものとする規定の追加」「会議録には、書面決議の議事を含める規定の追加」である。 施行期日は、令和5年4月1日である。
教育長	ただ今の説明について、御質問等があればお願いします。
多田委員	教育委員会の会議は公開であり、傍聴が可能とされているが、書面決議にしても整合性はとれるのか。
事務局 (教育総務課長)	今回追加する「書面決議」は、会議とは別物として規定している。実際に集まることがないため、会議で規定している傍聴には「書面決議」を含めていない。ただし、会議録には「書面決議」も含めて、公表することとしている。
教育長	それでは第29号議案について原案のとおり承認することで御異議ないか。  — 異議なし —
教育長	それでは第29号議案について原案のとおり承認することとする。
教育長	次に、第30号議案 福井市情報公開条例施行規則の一部改正と第31号議案 福井市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について、関連するため一括して事務局から説明を求める。
事務局 (教育総務課長)	まず、第31号議案 福井市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について、令和5年4月1日、改正された個人情報の保護に関する法

律（平成15年法律第57号）が施行され、全国共通のルールのもと運用されることとなった。そのため福井市も現行の条例を廃止し、法の施行に必要な事項を定める「福井市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定することとなった。これに伴い、教育委員会も現行の施行規則を廃止し、条例の施行に必要な事項を定める「福井市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則」を制定するものである。

第30号議案 福井市情報公開条例施行規則の一部改正については、改正された個人情報の保護に関する法律にあわせ、これまで「非開示情報」としていた文言を「不開示情報」に改めるとともに、関連する様式の字句を改めるものである。

施行期日は、どちらも令和5年4月1日である。

教育長

ただ今の説明について、御質問等があればお願いします。

教育長

一言で言うと、改正された国の個人情報の保護に関する法律に則って、市の施行条例や文言等が修正されたということ。

教育長

それでは第30号議案と第31号議案について原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なし —

教育長

それでは第30号議案と第31号議案について原案のとおり承認することとする。

教育長

次に、第32号議案 福井市学校屋外運動場の夜間使用に関する規則及び福井市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について、事務局から説明を求める。

事務局

（スポーツ課長）

第32号議案は、市民のスポーツ機会を拡大するため、福井市立学校屋外運動場の夜間使用に関する規則の開放期日の変更、及び福井市立学校体育施設の開放に関する規則の所要の規定の整備を行うため規則の一部を改正するものである。

改正の内容は、福井市立学校屋外運動場の夜間使用に関する規則の開放期日「4月1日～10月31日」を「3月1日～12月27日」に変更と、福井市立学校体育施設の開放に関する規則の第5条に「2 前項の規定にかかわらず、夜間照明を利用した校庭の開放に係る開放学校及び開放日時は、別に教育委員会規則で定めるところによるものとする。」を追加するものである。

施行期日は、令和5年4月1日である。

教育長

ただ今の説明について、御質問等があればお願いします。

宮郷委員	夜間使用の窓口は、スポーツ課の所管か。
事務局 (スポーツ課長)	窓口は、小中学校の体育館は各地区に運営委員会を設置しているので、その運営委員会に申し込むことになる。
事務局 (教育総務課長)	学校開放は教育総務課が所管している。屋外運動場も学校開放は教育総務課の所管だが、ナイター設備のみスポーツ課の所管となる。
教育長	雪が降らない間は、夜間照明を使用するの機会を増やした、ということ。
教育長	それでは第32号議案について原案のとおり承認することで御異議ないか。
	— 異議なし —
教育長	それでは第32号議案について原案のとおり承認することとする。
教育長	次に報告(1)3月定例会市議会の報告について事務局から説明を求める。
事務局 (教育部長)	3月定例会市議会の会期は、2月20日から3月22日までの31日間であった。教育委員会関係で今回提出した6件の議案については、1月及び2月定例会教育委員会において概要を説明したもので、いずれも3月22日の議会最終日において原案どおり可決された。 次に、一般質問における主な質疑について説明する。
	— 以下、一般質問の質疑の要旨を説明 —
教育長	ただ今の説明について、御意見、御質問等があればお願いする。
教育長	新中学校については、九頭竜中学校で議決されたので、名称は決定された。
多田委員	教育委員会が発行している「ふるさと福井の人々」という本は、一般市民も入手することは可能か。
事務局 (学校教育課長)	毎年小学5年生に配るが、少しずつ余るので、学校教育課でお渡しできる。
多田委員	無料で配っているなら、良い本なので、PDFで配布してはどうか。
多田委員	部活動の地域移行については、団体競技も具体的に決まっているのか。また小さい学校だと、他校と合同のチームを組むことになるのか。

事務局 (保健給食課長)	検討委員会からの提言もあり、チームスポーツも早急に検討していきたい。 小さい学校については、合同で実施することも考えられる。
栗原委員	部活動のアンケートは、何名くらいに調査したのか。
事務局 (保健給食課長)	今年度に試行した剣道の参加者約70名、その保護者約70名、指導者約30名、剣道部顧問約20名にアンケートしている。
宮郷委員	議員の質問にある「チャレンジ教室」の内容を教えて欲しい。
事務局 (学校教育課長)	不登校の児童生徒の居場所として設けており、例年30名程度が登録している。1日平均では5～7名が参加、体験だけでなく学習の時間も設けている。
宮郷委員	学習の時間は教員が指導しているのか。また、チャレンジ教室から学校に戻ることもあるのか。
事務局 (学校教育課長)	基本的には教育相談員があたり、相談員は室長を含めた2名が教員OBである。チャレンジ教室からは、約7割の児童生徒が学校に復帰している。
春木委員	部活動の地域移行について、最近の報道ではパワハラやセクハラが多く取り上げられている。指導者に対する研修や、被害者が相談できる体制は整っているのか。
事務局 (保健給食課長)	コーチについては、パワハラやセクハラ等、国のガイドラインでも示されている。今後、研修等を実施することで、資質の向上を図りたい。被害者の相談体制について、現在は学校の先生やカウンセラーに相談できるが、地域移行後も相談できるような体制を整えるよう指導していきたい。
多田委員	議員の質問にある「文部科学省の切れ目ない支援体制整備充実事業」とは。
事務局 (学校教育課長)	切れ目ないというのは、福祉や医療との連携と思われる。ここでは、医療的ケア児に看護師が付き添い、移動支援をする等の体制を整備する事業である。
教育長	次に報告(2)公民館の竣工について事務局から説明を求める
事務局 (生涯学習課長)	公民館の竣工について、越廼公民館は、昭和61年に建設され、地区住民の生涯学習・地域活動の拠点として役割を果たしてきた。また、令和2年度には支所機能が移転し、公共サービスが集約化されたが、施設の老朽化が進んだため、長寿命化に向けた既存施設の全面改修を行った。 また、湊公民館は、災害発生時には避難場所・活動拠点として使用されてい

るが、平成16年度に耐震性が劣ると判定されたため、耐震補強を実施し、利用者の安全を確保するとともに、老朽化した施設の一部を改修して長寿命化を図った。

教育長

ただ今の説明について、御意見、御質問等があればお願いします。

春木委員

越廼公民館の歯科診療所には、歯科医師が常勤しているのか。

事務局

(生涯学習課長)

歯科診療所は、健康管理センターの所管で、週1日、民間の歯科医師が勤務している。

教育長

予定していた審議事項は以上だが、その他、報告事項があれば、事務局から説明を求める。

事務局

(学校教育課長)

— 入学式の告辞について、資料を基に説明 —

事務局

(保健給食課長)

— 新型コロナ及びインフルエンザについて、資料を基に説明 —

事務局

(教育部長)

— 教育委員会事務局職員の異動について、資料を基に説明 —

— 異動者等挨拶 —

教育長

他になければ、最後に事務局から次回の日程についてお願いします。

事務局

次回の定例教育委員会について、4月6日(木)15時から、場所は福井市役所8階第3委員会室にて開催するので、御出席いただきたい。

教育長

以上をもって会議を終了する。

令和5年4月14日

署名委員 春木 伸一

署名委員 栗原 知子

会議録作成職員 内田 佳邦